

法定割増賃金率の引上げ関係

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第37条

使用者が、第33条又は前条第1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

- ※ 1か月60時間を超える法定労働時間外労働に対して、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払うこと（中小企業は、適用猶予あり）。

猶予される中小企業

「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する労働者数」のどちらか一方を満たす場合

	資本金又は出資の総額	常時使用する労働者数
サービス業(小売業)	5,000万円以下	100人以下(50人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の事業	3億円以下	300人以下

2. 深夜労働との関係

深夜（午後10時～午前5時）の時間帯に1か月60時間を超える法定時間外労働を行わせた場合は、深夜割増賃金率25%以上＋時間外割増賃金率50%以上＝75%以上となる。

3. 休日労働との関係

法定休日以外の所定休日における労働は、労基法第37条第1項ただし書の「1か月について60時間」の算定の対象に含めなければならない。

法定休日に労働させた場合は、35%以上の率で計算した割増賃金を支払わなくてはならない。